

# 警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令

平成 15 年 3 月 26 日

本部訓令第 8 号

〔沿革〕 平成 19 年 8 月本部訓令第 18 号改正

( 目的 )

**第 1 条** この訓令は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 39 号）第 3 条第 1 号で認定された者（以下「協力援助者」という。）及びその遺族に対して支給する災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に伴う見舞金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

( 見舞金の種類 )

**第 2 条** 見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 障害見舞金

( 死亡見舞金 )

**第 3 条** 死亡見舞金は、協力援助者が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）第 2 条に規定する警察官の職務に協力援助したこと（以下「協力援助行為」という。）により死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に支給する。

2 死亡見舞金の額は、別表第 1 の区分に応じて定めた金額とする。

( 遺族の範囲及び受給順位 )

**第 4 条** 死亡見舞金を受けることができる遺族は、協力援助者の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 協力援助者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者で、主として協力援助者の収入によって生計を維持していたもの
- (4) 第 2 号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡見舞金を受けべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 協力援助者が遺言又は警察本部長に対する予告で、第1項第3号及び第4号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第3号及び第4号に掲げる他の者に優先して死亡見舞金を受けるものとする。

(傷病見舞金)

**第5条** 傷病見舞金は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり、療養を必要とする場合に、当該協力援助者に支給する。

2 傷病見舞金の額は、別表第2の療養期間に応じて定めた金額とする。

(障害見舞金)

**第6条** 障害見舞金は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定した場合を含む。)において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則(平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。)別表第2に定める1級から14級までの障害の等級に該当する障害が存するときに、当該協力援助者に支給する。

2 障害見舞金の額は、別表第3の障害の等級及び功労の程度に応じて定めた金額とする。

(障害見舞金の調整)

**第7条** 障害見舞金を受けた協力援助者の障害の程度に変更があったため、新たに規則別表第2に定める他の等級に該当するに至った場合又は障害見舞金を受けた者が協力援助行為による同一の負傷若しくは疾病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から障害の程度の変更前又は死亡前の障害の等級に応じる障害見舞金の額を減じた額を支給する。

2 既に障害のある協力援助者が、協力援助行為による負傷又は疾病により更に同一部位について障害の程度を加重した場合は、その障害の等級に応じる障害見舞金の額から加重前の障害の等級に応じる障害見舞金の額を減じた額を支給する。

(見舞金の申請)

**第8条** 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令第27号。以下「災害給付訓令」という。)第2条に規定された者(以下「所属長」という。)は、見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)から次の各号に掲げる見舞金の種類に応じた申請書等を徴し、警察本部長に提出するものとする。

(1) 死亡見舞金及び傷病見舞金

ア 死亡・傷病見舞金申請書(別記様式第1号)

イ 災害給付通知書(災害給付訓令第3条第2項に規定する災害給付通知

書をいう。以下同じ。)の写し

(2) 障害見舞金

ア 障害見舞金申請書(別記様式第2号)

イ 災害給付通知書の写し

2 障害見舞金を受けようとする協力援助者が、当該協力援助行為による負傷又は疾病によらず申請前に死亡した場合は、当該協力援助者の遺族から前項第2号に定める申請書等を徴するものとする。

3 見舞金の申請は、死亡見舞金については協力援助者の死亡が協力援助行為によるものと認定されたことを知った日から、傷害見舞金については協力援助行為による負傷又は疾病と認められたことを知った日から、障害見舞金については協力援助行為による負傷又は疾病に基づく障害の程度が決定されたことを知った日から、それぞれ2年以内に行わなければならない。

(申請の代表者)

**第9条** 所属長は、見舞金を受けることのできる遺族が2人以上ある場合は、そのうちの1人を見舞金の申請及び受領についての代表者と決定した旨を証明する書類を申請者から徴し、警察本部長に提出しなければならない。

(支給の決定)

**第10条** 警察本部長は、第8条の規定に基づく申請を受理したときは、これを審査し、見舞金の支給に関する決定を行い、その結果を見舞金支給決定通知書(別記様式第3号)により、速やかに所属長を経由して申請者に通知するものとする。

2 警察本部長は、前項の決定を行うに当たっては、協力援助者に重大な過失が認められるなど、見舞金を支給することが著しく妥当性を欠く場合には、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(支給手続)

**第11条** 警察本部長は、前条第1項の規定による決定を行ったときは、当該見舞金を申請者に支給する。

2 警察本部長は、見舞金を支給したときは、領収書(別記様式第4号)を徴するものとする。

(記録簿)

**第12条** 警察本部長は、協力援助者見舞金支給記録簿(別記様式第5号)を備え付け、見舞金の実施に関し必要な事項を記録するものとする。

**附 則**

この訓令は、平成15年4月1日から施行し、平成15年4月1日以降に支給事由の生じた災害から適用する。

**附 則** (平成19年8月8日本部訓令第18号)

この訓令は、平成 19 年 8 月 8 日から施行する。

別表・別記様式（略）